

事例報告①

「紀要の電子化にあたって～埼玉学園大学の場合～」

埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター 関矢 久美子

《投稿規程の改正》

本学の紀要電子化は、平成15年10月、NII「研究紀要公開支援事業」の通知を機に、本格的に開始されました。

本学が支援事業に参加するためには、紀要投稿規程に「著作権」及び「電子化公開」に関する条文を規定する必要がありました。2名職場のため、より簡易的な許諾事務の方法を探ることにし、まずは、次の4つの方法で学術雑誌や大学紀要における事例を集めました。

- (1) 他機関出版物
- (2) 他機関 HP
- (3) 大学図書館問題研究会 ML
- (4) 他大学職員

その結果、「投稿申請」＝「電子媒体での公開を許諾」という構図ができ、平成16年4月から「著作権」及び「電子化公開」を網羅した規程が施行され、電子化公開が実現しています。

《紀要担当部署の問題》

情報収集の中で、紀要発行が図書館ではなく、「発行」「収集・保存」部署が異なる大学も多くあることが判明しました。

事務組織や、委員会運営方針等の問題で、図書館主導で規程改正等の行動を起こすことが困難な場合も多く、紀要電子化が進まない一因でもあることを実感しました。

《既刊号執筆者への許諾依頼》

本学は開学4年目だった為、許諾は比較的容易でした。

この時に使用した許諾書は、事前に掲載巻号、論文名を印字し、執筆者には日付、住所、氏名の記載と捺印のみを依頼しました。また、現在の投稿申請書は、投稿巻号及び「掲載された著作物に関して、埼玉学園大学が複製（複製権）、公衆送信（公衆送信権）および電子化による公開を行うことを許諾します」との記載があり、捺印が必要です。

過去の許諾依頼は、発行巻号が増加した分、大変なることを念頭に置き、早めに策を講じる必要があります。

《今後の課題》

本学における今後の課題の一つは、「冊子体の発行を維持するのか」ということですが、冊子体としての存在意義を訴える意見もあり、まだまだ検討が必要です。